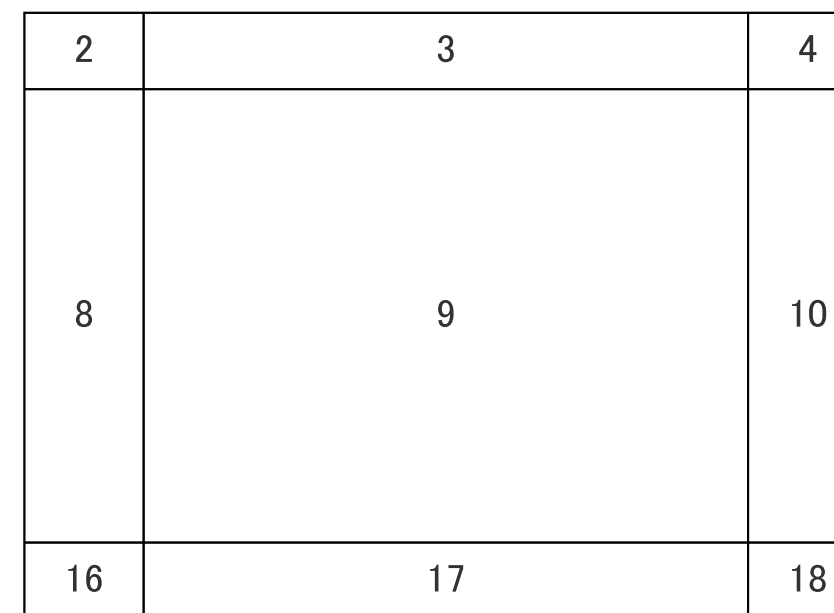


参考資料:立地適正化計画(都市再生特別措置法)

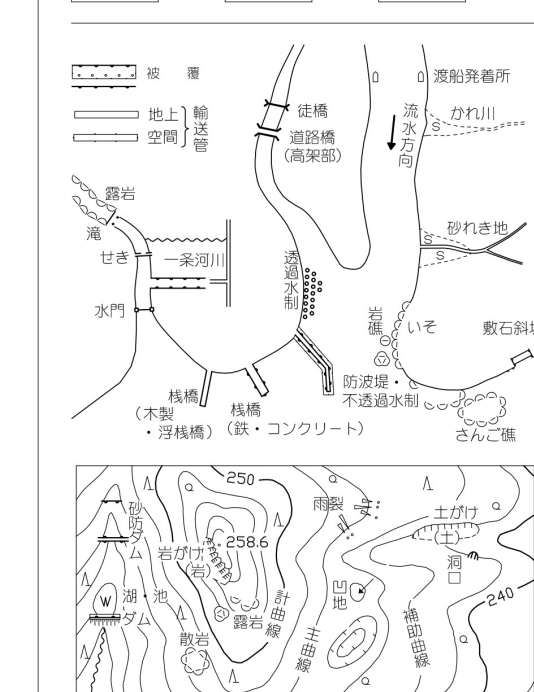


22

[illegible]

①	区域用	②	通口・区界
②	区界用	③	道路・駅・
③	材料用	④	指示
④	材料用		
⑤	道路(地区内)		
⑥	徒歩道		
⑦	道路		
⑧	建設中の道路		
⑨	建設予定の道路		
⑩	歩道・自転車道		
⑪	石段		
⑫	地下道		
⑬	地下道入口		
⑭	道路のカーネル		
⑮	並木		
⑯	都府県界		
⑰	北海道の区分		
⑱	支庁界		
⑲	支庁界		
⑳	町・村界		
㉑	大字・町界		
㉒	市界		

	植 生 界		基 地 帯	
田	田	果樹園	庭庭	
山	畑	その他の 草木類	山地	荒地
谷	さきこひ うねり	草地	山地	はみ地
池	パイナップル 畑	広葉 樹林	湿の地 (沼澤)	
川	桑畑	針葉 樹林	やし科 樹林	
湖	菜畑	竹林	湿地	



《凡例》

-  都市機能誘導区域(居住誘導区域も含む)
 居住誘導区域

注 意

(1) 本資料については、令和6年12月に作成したものです。

(2) 本資料の参照元データが古い場合等がありますので、最新情報は指定権者に必ず確認してください。

(3) 本資料は地図作成上の誤差が含まれています。

$$S = 1/3,000$$

0 250 500 750 m